

## 和歌山地方・家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

令和元年6月10日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 開催場所

和歌山地方家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（地裁委員会委員）

東富美子，石川栄司，石倉誠也，伊丹恭，清水響（委員長・家裁委員会委員を兼務），野田修司，藤川浩司，水間乙允，和歌哲也

（五十音順，敬称略）

（家裁委員会委員）

沖本易子，川畷秀則，小谷竜也，島村みどり，清水響（委員長・地裁委員会委員を兼務），谷奈々，谷口知美，寺元義人，中村恭子，名波正晴，的場健，丸山哲

（五十音順，敬称略）

（事務担当者等）

櫻井薫，岩本照章，安田雅泰，西森公治，不野哲夫，武田勇，小野理恵子，小菅和弘，前田和美，千葉功，大林弘幸，棚田和晃，園部徳子

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 新任委員紹介

#### 3 委員長選任

地裁委員会及び家裁委員会につき，委員の互選により，いずれも清水委員が委員長に選任された。

#### 4 委員長代理選任

地裁委員会につき，委員長の指名により，伊丹委員が指名された。

## 5 前回の議事概要等

説明者（和歌山簡易裁判所庶務課長及び家庭裁判所首席書記官）が、前回の地裁委員会テーマ「簡易裁判所における手続案内について」及び家裁委員会テーマ「家庭裁判所における危機管理について」に関する報告を行った。

## 6 テーマ「災害時における業務の継続について」

- ・ 棚田家裁総務課課長補佐から「災害時における業務の継続について」の説明を行った。
- ・ 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

◎ 裁判所からの説明について、何か質問等あるか。

○ 「事件関係者への情報発信」という話をされていたが、ここでいう「事件関係者」は不特定多数の者になるのか、ある程度特定の誰かになるのか。

◎ いずれも考えられる。裁判所の利用を希望する潜在的なユーザーに裁判所が開庁しているかどうかを知らせるといふ点と、裁判員やすでに係属している事件の当事者に当日の期日などに出頭する必要があるのかを知らせるといふ点である。それぞれやり方は違って来る部分もあると思う。

職員の安否確認について、各委員が所属されている団体・企業等でどのような工夫をされているかなども紹介していただきたい。

○ 小規模で人数も少ない企業であるので、誰かに情報を集約するという仕組みを作っているわけではないが、社員同士がやりとりしている情報が自然と共有されてくるので、それをまとめるというイメージである。

裁判所は安否確認に関する訓練はされているのか。

■ 安否確認訓練は例年行っているが、実際の場面で機能するかどうか不安な面もあり、より良い手段がないか検討しているところである。

○ メールを使った情報伝達は、特定の会社のインフラに依存する形になってしまい、そうするとつながらないということが生じる。また、個人の端末を使用するのかという問題も出てくる。災害時に最も強いのはインターネットであり、インターネットを中心とした、例えば世界中にあるようなパーソナルファインダー（安否確認サービス）などに登録して、相手方の状態が分からなくても平たく情報を送るべきである。先ほどの説明では、職員から上司へ、上司から総務課へという説明であったが、階層的に行くと情報がどこかで切れてしまう恐れがある。場所についてもインターネットカフェでもどこでもできるような仕組み、さらに平たくやれるような仕組みが必要である。

○ 当校で使用している学習支援システムの中には、情報共有の機能が備えられており、それを利用して情報の共有・発信が可能であり、災害時でも利用できる。情報の受け手が内容を確認したかどうか分かる機能もある。昨年のおお阪地震の際は、通学途上の生徒も相当数おり、そういう生徒には同システムを利用して休校である旨伝え、帰宅したらシステムを使って連絡をさせた。そのほか、緊急配信システムを利用したメールもある。こちらでも相手方が開封したかどうか確認できるような仕様となっている。メールとクラウドサービスの二段構えで対応していきたいと考えている。

○ 次に来る地震ではメールを含め通信手段が完全に途絶えるということも想定しないとイケないと思うが、そのような状況を想定した安否確認方法を検討しているか。

■ 現状そこまでの想定はできていない。

○ 最低限、通信手段と電源の確保をする必要があると考えている。電源については自家発電を利用して通信機器等を使用することになる。弊社では通信手段が完全に途絶えた場合を想定して、スタッフを営業拠点から徒歩15分圏内に住ませている。発災時には、まず営業拠点に来るように指示

しており、事務所に誰もいない場合には、連絡手段として自分の所在地を知らせる張り紙を事務所に貼るように決めている。そのほか、公衆電話であれば使える可能性があるので、常に硬貨を多めに所持するようにスタッフに指示している。そのほか、衛星電話を使用するという方法も考えられる。

◎ 安否確認以外の情報収集方法等について取り決めをしているなど工夫されている企業等はあるか。

○ かなり大部の業務継続マニュアルがある。問題はいざというときにはこれだけでは分かりづらいということであり、初動対応などのエッセンスだけをA4用紙1枚にまとめたものを全社員に常時携帯させており、まずはこれを見ながら情報収集等の初期行動を行うことになる。各店舗の状況等を収集する手段として、衛星電話を主要な店舗に置いて活用することになっている。発生時、一時回復時など5段階に場面を分け、どの場面でどのような事務を集中的に行うか、どのような情報を収集するかといったことを細かく決めている。

○ 情報収集等について、細かい取り決めがある。職員の参集についても、災害の程度に応じて、本部を設置するか、どの部署が出てくるかなど細かく決められている。震度6弱以上の地震が発生した場合には職員全員を参集させることになる。そのような場合には、専用のシステムからメールが職員に届くことになっている。部署ごとにとるべき対応が細かく決められており、どんな情報をどこに確認するかも決まっている。被害状況、応急対策、気象情報など主要な情報については、危機管理部局で把握することになると思う。

◎ 情報発信の方法として有効な手段はあるか。

○ 電話等で緊急連絡を行うほか、ホームページを利用する場合や、テレビ・ラジオなどの報道機関を通じて行うことが考えられる。

● 第1順位の業務を継続するにあたっては、関係機関との情報共有が重要であり、その方法も整理しておく必要がある。

◎ 東日本大震災当時勤務していた福島の支部での経験で言うと、関係機関との連絡は電話が通じず、ほとんど情報収集・発信ができなかったという記憶がある。ワンセグが利用できたのでそれを利用して情報収集をし、発信の場面ではテレビ局にお願いしてテロップを流してもらって期日の変更について情報発信した記憶がある。想定はしていても、その方法が使えない場面が多々あるので、臨機応変に対応する必要がある。

事件処理の優先順位等についてお聞きしたい。

● 業務を継続する前提として、事件に関するデータの保全について説明していただきたい。

■ 基幹業務に使用するシステムについてはセンターサーバ方式をとっている。また、バックアップについては定めがあり、非常時にはバックアップデータを利用して業務継続を行うことになっている。一部のシステムについては、センターサーバではなく、バックアップはとることになっているものの、バックアップの方法等について区々などところがある。

○ 和歌山以外に、東京、大阪でバックアップを行っている。ただ、バックアップがあってもそれを動かすためのCPUの確保ができないと意味がないし、アクセスができないと意味がない。最近ではセキュリティ対策のためネットワークから切り離されているというケースもあり、インフラは生きているが、人が行けないという場合に対応できない。セキュリティレベルを緩和してアクセスしやすくするという工夫も行った。バックアップをとっていれば安全というのではなく、アクセスの方法やCPUを置く位置などを合わせて検討する必要があるのではないか。

◎ 裁判所の継続業務の優先順位の考え方自体については疑問・違和感等はないか。

(特に意見なし)

- ◎ 業務継続を検討する際のポイント等について、各団体等でお考えのこと  
があれば紹介していただきたい。
- 私の所属している組織は小さく20数名程度であり、ほとんどの者が自  
転車で通勤できる距離にいますので、何かあればまずは参集してほしいと言  
っている。現状建物が古くなっているため、そこが使えなくなることもあり  
得るので、どこで業務を行うのかという点について議論をしているところ  
である。組織としては、関連団体から支援要請があれば対応するが、う  
ちの組織として必ずしなければならない業務というのが設定されているわ  
けではない。

裁判所として、できる限りの業務を継続していくという説明であったか  
と思うが、県内でも地域によっては差が出てくるということは当然考えて  
おかないといけない問題である。

- ◎ 東日本大震災のときも、同じ市内でも大丈夫な人もいて、そういう方  
の中には早期に裁判の処理を行いたいという要望もあった。しかし、例えば  
訴訟では原告は大丈夫でも被告が出頭するのが難しいという場面も考えら  
れるところであり、裁判所としては業務を継続できる状態であっても、当  
事者の状況を鑑みて期日を変更するなどの対応を個別に行っていくことにな  
る。
- 現状では業務の優先順位等について明文化されていないが、学生の安全  
確保というのを最優先にするとの認識は関係者の間で一致しており、その  
ための業務フローは確立している。
- 公立学校であれば学生等の安否確認が最優先業務となる。その後、業務  
再開に向けて動くことになるが、地元の避難所としての役目もあるので、  
その対応と授業再開に向けた動きをバランスよく行っていくことになる。  
避難所に指定されている学校では避難訓練、炊き出し訓練等を行っている

と把握している。

- 各部署で行うことは変わってくるが、システムの復旧作業、顧客への案内、情報リリースの手段など総合的に話を進めていくことになる。
- ◎ 災害時に備えた訓練として、どのようなものが有効か。
- 半年に一度、全店でメールを使つての安否確認訓練を行っている。また、システムがダウンした場合に窓口でどのように対応するか、どこにデータがあって、どこに連絡すればいいのか等を確認する訓練を行っている。
- 津波発生の場合の避難訓練、安全確保のための訓練を半年に一度程度行っている。
- 南海トラフ地震の被害想定が変わつたため、マニュアルの見直しを始めている。想定が変わるたびにマニュアルを見直す必要があるが、何よりも人命確保を重視したマニュアルを策定することになる。
- ◎ 災害に関する職員の意識はどうか。
- 現状では組織全体として意識が低いと感じており、今後意識向上に努めていく必要があると感じている。

災害時に身柄拘束されている被告人の裁判を実施していた場合に、被告人の誘導等の態勢はどうなっているのか。また、開かれた裁判所として、帰宅困難者にも対応する必要があると考えるが、どのように対応される予定か。

- 裁判実施中に災害が発生した場合には、裁判官において、必要に応じて休廷等がなされ、被告人は原則として専用の通路を利用して避難させることになる。毎年、拘置所の職員等と連携して、開廷中に災害が発生した場合を想定した避難訓練を行っている。
- 職員数を算定の基礎として、3日分の食料品などの備蓄品を備えており、それを帰宅困難者に供出することも想定している。また、状況に応じて、帰宅困難者に提供できる場所を確保するよう計画を進めている。

● 弁護士会は災害対策が遅れていると認識している。法律相談等の中止の  
アナウンスなど速やかに行うことが今後の課題である。期日の取り消しの  
関係では裁判所との連携を考えていかないといけない。

○ 情報発信の方法の一つとして、放送事業者と学術機関が災害時の協力協  
定を結んでおり、協議会が発足している。例えば、期日取り消しの情報な  
ど一般に広く周知すべき情報があれば、この協議会に持ち込んでもらえば、  
放送事業者全部に情報が行き渡る仕組みとなっている。

7 次回委員会の意見交換テーマ

地裁委員会

民事裁判の現状と課題 専門的知見を要する訴訟を中心に

家裁委員会

離婚調停ガイダンスの取組

8 次回委員会の開催日時

地裁委員会

令和元年11月8日(金) 午後1時30分

家裁委員会

令和元年11月22日(金) 午後1時30分

9 退任予定委員の紹介

10 閉会